

信夫山公園開園150周年記念「冠事業」取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、信夫山公園開園150周年記念事業（以下「記念事業」という。）のうち、冠事業の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「冠事業」とは、企業や各種団体等が主催し、多くの市民が参加及び広く周知がなされる事業のうち、福島市長（以下「市長」という。）が本取扱要領に基づき、認定する事業をいう。

(冠事業に対する支援等)

第3条 市は、冠事業に対し、次に掲げる支援等を行うものとする。

- (1)市公式ホームページ及びSNS等における広報
- (2)宣伝等における冠事業名の使用権の付与
- (3)信夫山公園ロゴマークの使用権の付与
- (4)福島市都市公園条例第13条別表第2に規定する使用料のうち、福島市都市公園条例施行規則第9条第2項第4号により市長が定める額の減免

2 前項第4号の規定については、本取扱要領第6条の規定による認定をもって、福島市都市公園条例施行規則第9条の規定に基づき別途減免を行うものとする。

(認定基準)

第4条 冠事業は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。

- (1)記念事業の基本方針に合致するもの
- (2)特定の個人を対象としていないもの
- (3)政治団体又は宗教団体のための活動でないもの
- (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体のための事業でないもの
- (5)公序良俗に反しないもの

(申請)

第5条 冠事業の申請は、信夫山公園開園150周年記念「冠事業」認定申請書(様式第1号)により、市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、任意の様式により企画書等を添付するものとし、市長は、次条の認定に必要な書類等の提出を求めることができる。

(認定)

第6条 市長は、申請書を受理した場合は、速やかにその適否を審査し、認定すべきものと認めるときは、信夫山公園開園150周年記念「冠事業」認定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(実施期間)

第7条 冠事業の実施期間は、令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間とする。

(内容の変更等)

第8条 冠事業の内容を変更し、又は中止しようとするものは、速やかに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(認定の取消し)

第9条 市長は、申請書の内容に虚偽があると認めるとき又は冠事業が第4条の認定基準に適合しないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(実施報告)

第10条 冠事業の認定を受けた者は、事業終了後、速やかに信夫山公園開園150周年記念「冠事業」実施報告書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 前項の報告書には、チラシ、写真等を実施状況の分かる資料を添付するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。